

## 減免表

減免の対象となる使用	減免率
1.市が自ら使用するとき	100分の100
2.前号以外の市内官公署が大会又は行事で体育の用に使用するとき	100分の100
3.市から業務委託を受けた者がその業務実施のため体育の用に使用するとき	100分の100
4.市内に住所を有する障害者(その介助者を含む。)が体育の用に使用するとき	100分の100
5.市内各区の育成会が体育の用に使用するとき	100分の100
6.市内各区及び各区の公民分館が大会又は行事で体育の用に使用するとき	100分の100
7.須坂市スポーツ協会及び須坂市スポーツ協会加盟団体が主催する大会、教室、講習会等で体育の用に使用するとき	100分の100
8.市内の高等学校、事業所及び市民10人以上の団体が体育の用に使用するとき	100分の50
9.その他特別の事情があると認めるとき	市長がその都度定める率